

第 2 回会議における質問・意見について

1 多摩市，大和市における制定状況等について

〔質問 1〕時間をかけてつくった条例の成果は？

〔質問 2〕条例づくりに対する市民のエネルギーは何だったのか？

〔質問 3〕議員はどのように関わっていたのか？

〔質問 4〕条例づくりの教訓は何だったか？

2 他市町における制定状況等について

〔質問〕各自治体における条例制定後の効果はどうか？

3 宇都宮市における市政運営の状況について

〔質問 1〕広報について市民はどの程度知っているのか。

第 38 回平成 17 年度市政に関する世論調査報告書によると，次のとおり

設問：あなたは，どの程度「広報うつのみや」を読んでいますか。

(回収数 1,973 名)

くわしく読む。	ざっと読む。	関心のあるところだけを読む。	あまり読まない。	広報紙が届いていないので，読まない。	広報紙が届いているが，読まない。	(無回答)
13.8%	40.1%	25.4%	11.2%	4.9%	2.6%	2.0%
79.3%			18.7%			2.0%

〔質問 2〕文言や内容の面で外国人に関し，自治基本条例にはどのように規定されているか。

制定済みの自治基本条例では，次のとおり規定されている。(全 39 自治体)

	市民の範囲		住民投票の請求資格者を住民(外国人含む)とする。	外国人を含む人権の保障	あらゆる国籍の人に住みやすく，文化・習慣と共生できる地域社会の発展
	住民(外国人含む)	市内で働く者，学ぶ者(外国人含む)			
制定数	26	24	9	3	1

〔質問3〕 附属機関，懇談会等を設置したことによる効果は？

〔質問4〕 附属機関，懇談会等の女性委員，公募委員の割合及び増減の状況は？
下表のとおり

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
女性委員	21.4%	21.2%	23.2%	23.1%	22.8%
公募委員		14.7%	13.9%	14.0%	14.2%

〔質問5〕 行政経営指針における5つの行政経営像とは何か？

分かりやすい行政経営

市のさまざまな情報を分かりやすいかたちで提供し，市民と情報の共有化を進めていきます。

市民と共に歩む行政経営

市民との信頼関係に基づき，共に行動しながら，公共の課題を解決していきます。

市民の期待に応える行政経営

市民から幅広く意見や提言などを聴き，市民ニーズを的確に反映した行政サービスを提供していきます。

すばやい行政経営

ITなどを最大限に活用し，行政サービスをすばやく提供していきます。

ムダのない行政経営

コスト意識を徹底し，経営資源（ヒト，モノ，カネ，情報など）をムダなく使い，質の高い行政サービスを提供していきます。

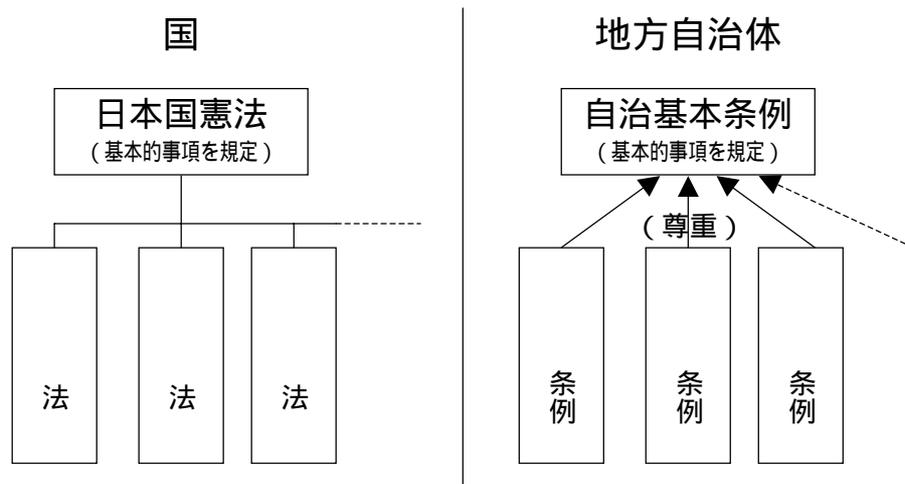
4 自治基本条例について

〔質問1〕なぜ自治体の憲法といわれているのか？

憲法は、国家の基本的事項を定め、それを頂点として、その理念、考え方に基づき個別の法令が定められている。

自治基本条例は、自治体の基本的なあり方、理念や仕組みを定めている。

条例間に優劣をつけることはできないが、他の個別条例の制定の際、自治基本条例の理念、考え方が尊重され、条例の体系化が図られることから、「自治体の憲法」と言われている。



〔質問2〕自治基本条例に類型があるのか？

自治基本条例が制定され始めた当時は、行政運営に関する事項に特化したもの、まちづくりの理念を憲章的に表現した条例等もみられた。

近年制定されている自治基本条例においては、条項（条文）数や重きを置く項目に違いがあるものの、構成や盛り込まれる事項には大きな違いはない状況にある。

また、個々の条項の内容に特徴がみられるものもあるが、自治基本条例を大きく類型化することは難しいものと考えられる。